

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
新宿センタービル8階
ニッシン債権回収株式会社
代表取締役社長 天 野 量 公

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、平成19年6月21日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月21日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

〔電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合〕

パソコンから議決権行使サイト（<http://www.it-soukai.com>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって、平成19年6月21日（木曜日）午後6時までに賛否をご入力下さいますようお願い申し上げます。なお、詳細は別紙色紙の「インターネットでの議決権行使について」をご覧下さい。

敬 具

記

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 日 時 | 平成19年6月22日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿2丁目7番2号
センチュリーハイアット東京
地下1階「センチュリールーム」 |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | 1. 第6期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第6期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面に議案に対する賛否の表示のない場合は、賛成の表示があったものとして取扱いいたします。
- (2) インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nissin-servicer.co.jp>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）におけるわが国経済は、企業収益回復に伴う設備投資の増加や、雇用情勢の改善から個人消費が底堅く推移するなど、景気は穏やかな回復基調が続きました。

当社グループの属する業界におきましては、主要行による不良債権処理が一段落したことにより金融機関から売却される主な債権は「破綻先及び実質破綻先」から「破綻懸念先及び要注意先」に移行してきており、地域金融機関の不良債権処理は活発化しております。一方で、証券化による債権流動化案件や再生型案件などサービサーの対象案件は多様化しており、より高度で柔軟な対応力と専門性が求められております。また、サービサーの営業許可業者数は平成18年12月末時点で96社となっており、債権の買取競争はますます激しくなっております。

この様な経営環境のもと当社グループは、金融機関等に対する積極的な営業活動により特定金銭債権買取の拡大、顧客の再生と当社の収益確保に配慮した効率的な回収業務、並びに不動産関連業務の強化に努めました。

なお、当連結会計年度から、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号）の公表により、支配力基準の厳格化適用を行った投資事業組合等を連結の範囲に含めることとしたため、会計処理の変更に伴う影響額が当連結会計年度の連結貸借対照表及び連結損益計算書に反映されております。

当連結会計年度の業績につきましては、金融機関との継続取引及び新規取引の開拓に努めました結果、債権買取額（投資額）は19,564,462千円（前期比9.5%増）、買取債権残高は31,508,380千円（前期末比31.1%増）となりました。また不動産買取額（投資額）は20,503,419千円（前期比154.1%増）、買取不動産残高は19,439,423千円（前期末比217.3%増）となりました。

営業収益につきましては、効率的な債権の管理回収の進捗により買取債権回収高は18,789,140千円（前期比85.5%増）、買取不動産売却高は10,678,159千円（同153.7%増）、債権共同買取業務等に伴う受託手数料及びその出資収益等によるその他収入2,222,725千円（同38.0%増）となり、合計では31,690,026千円（同98.7%増）となりました。

営業費用につきましては、買取債権回収高に伴う債権回収原価12,844,472千円（前期比121.0%増）、不動産売却に伴う買取不動産売却原価8,521,875千円（同188.5%増）となり、その他88,016千円を合わせ、合計では21,454,365千円（同

144.5%増)となりました。この結果、営業総利益は10,235,660千円(同42.7%増)となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、主に給与手当558,060千円(前期比21.0%増)、貸倒引当金繰入額1,673,586千円(同42.4%増)、ストック・オプション発行に伴う株式報酬費用120,134千円等を計上し、合計4,187,057千円(同48.4%増)となりました。この結果、営業利益は6,048,603千円(同39.0%増)となりました。

営業外収益は、114,606千円(前期比2.1%減)となり、営業外費用につきましては、主に資金調達拡大に伴う支払利息907,355千円(同128.7%増)等により、合計で971,189千円(同121.3%増)となりました。この結果、経常利益は5,192,021千円(同28.8%増)となりました。

また、特別利益5,804千円、投資有価証券評価損等による特別損失47,743千円、法人税関連費用1,978,046千円(前期比18.0%増)、少数株主利益460,882千円の計上により、当期純利益は2,711,152千円(同15.2%増)となりました。

なお、ニッシン債権回収(株)の業績(個別)につきましては、営業収益12,025,121千円(前期比21.4%増)、経常利益2,208,627千円(同14.5%増)、当期純利益1,266,187千円(同11.3%増)となりました。

(2) 資金調達の状況

(単位：千円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
短期借入金	8,290,900	21,740,000	15,859,531	14,171,369
長期借入金	23,376,067	24,140,000	12,390,445	35,125,622
社債	150,000	500,000	110,000	540,000
合計	31,816,967	46,380,000	28,359,976	49,836,991

(注) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行及び親会社NISグループ(株)(旧社名(株)ニッシン)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約及び	
貸出コミットメントの総額	15,900,000 千円
借入実行金額	11,650,000 千円
差引額	4,250,000 千円

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は13,253千円であり、その主なものは、事務所増床及び営業所開設に伴う有形固定資産の取得8,355千円によるものであります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

期 別	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期 (当連結会計年度)
決 算 年 月	平成16年 3 月	平成17年 3 月	平成18年 3 月	平成19年 3 月
営 業 収 益	4,599,112	11,198,546	15,947,423	31,690,026
経 常 利 益	750,518	1,761,915	4,029,599	5,192,021
当 期 純 利 益	406,282	1,022,429	2,353,334	2,711,152
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	38,859円88銭	8,327円66銭	4,360円70銭	2,509円80銭
総 資 産	6,684,925	20,474,730	40,903,402	62,470,282
純 資 産	1,544,084	4,687,513	6,649,248	9,758,380
自 己 資 本 比 率	23.1%	22.9%	16.3%	13.7%
1 株 当 た り 純 資 産 額	137,743円45銭	35,495円93銭	12,342円60銭	7,895円48銭

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 第6期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 平成16年6月1日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。
4. 平成16年12月20日付で、1株につき5株の割合をもって株式分割しております。
5. 平成17年5月20日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。
6. 平成17年11月21日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。
7. 平成18年4月1日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

(5) 対処すべき課題

大手金融機関の不良債権処理はピークを越えたものの、今後、その処理ニーズにつきましては債権流動化案件や再生型案件等の増加により、ますます多様化していくものと思われます。また、地方金融機関におきましては不良債権処理が本格化していくものと思われます。一方、当業界におきましては、参入業者数の増加等から一層その競争が激化しており、今後は、特定金銭債権買取価額の上昇による利益率への影響が予想されます。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、引き続き営業及び内部体制の強化を図り、特定金銭債権の買取業務並びに効率的な回収業務を推進するとともに、将来的な事業基盤を拡大するべく不動産関連業務や事業再生関連業務、リテール債権(小口債権)業務等を強化し、総合的なサービシングビジネスを目指して事業分野の開拓を図り、永続的な企業発展を目指してまいります。

なお、特に下記の課題に重点をおき対処していく方針であります。

① 組織体制及び人材の確保

当社グループの業容拡大のスピードに見合った優秀な人材の確保とそれに伴う組織体制の整備

② 取引先の拡大

更なる特定金銭債権の買取拡大を目的に、全国の金融機関に向けた営業活動の積極展開

③ 収益基盤の拡大

不動産関連事業及び再生関連事業、リテール債権（小口債権）業務の充実を図り、市場環境の変化及び金融機関等の多様な不良債権処理ニーズに対応

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社20社及び持分法適用関連会社9社を含めた計30社で構成されており、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業を主たる事業内容として展開しております。

また、当社は、東京証券取引所市場第一部及びニューヨーク証券取引所の上場会社であるN I Sグループ株式会社（旧社名㈱ニッシン）の連結子会社であります。

当社は、総合金融サービスを提供するN I Sグループ株式会社より債権管理回収のノウハウを継承し、同社の100%出資により平成13年7月に設立された債権回収会社であります。当社は、平成13年10月に法務大臣から債権管理回収業に関する特別措置法（以下「サービサー法」という。）に基づく債権管理回収業の営業許可を受け業務を開始いたしました。

当社グループの事業は、サービサー法に規定されている金融機関等（以下「金融機関等」という。）が有する貸付債権等の金銭債権（以下「特定金銭債権」という。）の買取及び当該買取債権の管理回収に関する業務が主体であります。サービサー法に基づく債権回収会社の業務は、自己の投資判断と資金により買取した債権の管理回収業務と、債権へ投資した第三者からの債権管理回収受託業務とに大別されますが、当社は、自己買取及び管理回収事業をコアビジネスとして展開しております。

また、当社グループは、他の投資家と共同で特定金銭債権の共同買取業務等を行っており、当社は当社グループ会社を買取した債権の管理回収業務の受託業務も行っております。

(7) 主要な営業所

① 当社の営業所等

営業所等の名称	設備の内容	所在地
本社	事務所	東京都新宿区
関西営業所	事務所	大阪市中央区

② 主な子会社の営業所等

子会社の名称	営業所等の名称	設備の内容	所在地
(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	本社	事務所	東京都新宿区
(有)ミヤコキャピタル	本社	事務所	大阪市中央区
(有)ジェイ・ツー・中国投資	本社	事務所	東京都新宿区

(8) 従業員の状況

平成19年3月31日現在

区分	債権投資・管理回収部門	合計
従業員数(名)	85 (7)	85 (7)

- (注) 1. 従業員数欄の()は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であり、外書で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はN I S グループ株式会社（旧社名㈱ニッシン）であり、同社は当社の株式を800,000株（出資比率73.8%）保有しております。

N I S グループ株式会社の取締役相談役である寄岡秀夫氏を当社取締役として招聘し、当社取締役清水克敏氏は、N I S グループ株式会社の取締役を兼任しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
㈱ジェイ・ワン・インベストメンツ	3,000	100.0	投資・不動産関連事業
㈱ミヤコキャピタル	3,000	100.0	債権買取
㈱ジェイ・ツー・中国投資	3,000	100.0	投資事業
他17社	—	—	—

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
㈱シー・エヌ・キャピタル	3,000	50.0	債権買取
㈱シー・エヌ・ツー	7,000	50.0	債権買取
㈱シー・エヌ・スリー	6,000	50.0	債権買取
㈱シー・エヌ・フォー	6,000	50.0	債権買取
㈱シー・エヌ・インベストメンツ	3,000	50.0	不動産関連事業
ストラテック㈱ (旧社名三洋パシフィック投資顧問㈱)	100,000	35.0	企業再生ファンドの運営等
他3社	—	—	—

④ 企業結合の経過

当連結会計年度に新たに設立した6社及び匿名組合の出資持分の過半数以上を取得した2社、また、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号）の公表により、支配力基準の厳格化適用を行った投資事業組合等5社を合わせて計13社増加しております。

なお、(有)シー・エヌ・インベストメンツについては、出資持分の一部を譲渡したことにより持分比率が減少したため、持分法適用関連会社になっておりません。

この他、設立による1社及び「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日実務対応報告第20号)の適用による持分法の適用会社の範囲の変更による2社の増加を合わせて計4社が当連結会計年度より、持分法適用会社となりました。

また、(有)ニッシンメディカル・パートナーズは、事業終了に伴い清算終了したため関連会社ではなくなりました。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
N I S グ ル ー プ 株 式 会 社	9,500,000千円
オ リ ッ ク ス 株 式 会 社	6,267,777
住 商 フ ェ イ ナ ン ス 株 式 会 社	2,916,630
株 式 会 社 徳 島 銀 行	1,998,000
カ リ ヨ ン 銀 行	1,800,000

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策として位置付け、利益の状況や将来の事業展開などを総合的に判断しながら配当による利益還元を行っていく方針であり、配当政策につきましてはグループ経営の成果指標である連結業績を重視し、連結当期純利益に対する配当性向30%を目途とすることとしております。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、上記方針に基づき1株につき400円とさせていただきます。

なお、平成18年12月に実施した中間配当365円を合わせ、当連結会計年度の年間配当は1株につき765円となります。この結果、連結当期純利益に対する配当性向は、30.55%となります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,084,320株
- (3) 当期末株主数 8,253名
(前期末比394名増)
- (4) 大株主の状況（自己株式を除く発行済株式総数の10分の1以上の数の株式を有する株主）

株 主 名	持 株 数
N I S グ ル ー プ 株 式 会 社	800,000株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	新株予約権証券2006 A
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,000株
新株予約権の払込金額	67,362円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	67,362千円
新株予約権の主な行使条件	権利確定日に当社取締役の地位を有していること

旧商法に基づき発行した新株予約権のうち、当事業年度の末日に当社の役員が有する新株予約権等の状況は以下のとおりです。

① 臨時株主総会の特別決議日（平成14年9月9日）

- ・ 新株予約権の数 20個
- ・ 新株予約権の目的となる株式の数 1,600株
- ・ 新株予約権の発行価額 無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株につき625円
- ・ 新株予約権の行使期間

平成16年10月1日から平成19年9月30日まで

- ・新株予約権の行使の条件
 - (a) 被付与者は権利行使時において、当社が認める事由ある場合を除き、当社の取締役、監査役、従業員及び顧問、当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
 - (b) その他の条件については、「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
社外監査役	20個	普通株式 1,600株	1名

(注) 各数値は、平成16年6月1日付の株式分割(1:2)、平成16年12月20日付の株式分割(1:5)、平成17年5月20日付の株式分割(1:2)、平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び、平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により調整されています。

② 定時株主総会の特別決議日(平成17年6月21日)

- ・新株予約権の数 50個
- ・新株予約権の目的となる株式の数 200株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株につき51,549円
- ・新株予約権の行使期間

平成19年7月1日から平成22年6月30日まで

- ・新株予約権の行使の条件
 - (a) 被付与者は権利行使時において、当社が認める事由ある場合を除き、当社の取締役、監査役、従業員及び顧問、当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
 - (b) その他の条件については、「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	50個	普通株式 200株	1名

(注) 各数値は、平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び、平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により調整されています。

(2) 当事業年度中に当社執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	新株予約権証券2006 A
保有人数 当社執行役員	2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	400株
新株予約権の払込金額	67,362円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	26,944千円
新株予約権の主な行使条件	権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していること

(3) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	新株予約権証券2006 B
保有人数 当社使用人 子会社取締役 子会社使用人	86名 1名 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,530株
新株予約権の払込金額	58,380円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	264,461千円
新株予約権の主な行使条件	権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していること

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当又は主な職業	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長 兼執行役員	天 野 量 公		
常務取締役 兼執行役員	合 田 益 己		
取 締 役	清 水 克 敏		N I Sグループ株式会社取締役
取兼 執 締 行 役 員	豊 嶋 秀 直	弁 護 士	
取 締 役	寄 岡 秀 夫		N I Sグループ株式会社 取締役相談役 株式会社日新ビル 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	新 名 忠 矩		
常 勤 監 査 役	森 田 昌 弘		
監 査 役	吉 本 修 二	弁 護 士	
監 査 役	山 田 啓 之	税 理 士	株式会社ジーピージー 代表取締役 エイジックス株式会社 代表取締役

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動

(1) 就任

平成18年6月23日開催の第5期定時株主総会において、森田昌弘氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 平成18年7月1日をもって取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

氏名	新	旧
合 田 益 己	常務取締役	常務取締役事業開発部長

(3) 平成18年8月1日をもって取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

氏名	新	旧
天 野 量 公	代表取締役社長 兼執行役員	代表取締役社長
合 田 益 己	常務取締役 兼執行役員	常務取締役
豊 嶋 秀 直	取締役 兼執行役員	取締役
清 水 克 敏	取締役	取締役 (アセットマネジメント部担当)

2. 取締役豊嶋秀直氏は、債権管理回収業に関する特別措置法第5条第4項に定める取締役弁護士であります。
3. 取締役寄岡秀夫氏は、社外取締役であります。
4. 監査役吉本修二、山田啓之の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役山田啓之氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	4人	90,977千円	
監査役	4人	24,900千円	
合計	8人	115,877千円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成13年8月2日開催の臨時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分は含まない）、及び平成18年6月23日開催の第5期定時株主総会において、当該取締役報酬限度額とは別枠として、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に係る報酬等の枠、年額50,000千円以内（ただし、使用人分は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成13年8月2日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には、取締役に対する当事業年度に係る役員賞与19,000千円を含めております。
5. 報酬等の額には、以下の報酬が含まれております。
ストックオプションによる報酬額
取締役（社外取締役を除く）4名 18,737千円
6. 社外役員の報酬等を含めております。
7. 期末現在の人員は取締役5名、監査役4名であります。取締役の支給人員と相違しているのは、無報酬の社外取締役1名が存在しているためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行者との兼職状況

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
社外取締役	寄岡秀夫	NISグループ株式会社 株式会社日新ビル	取締役相談役 代表取締役社長

(注) NISグループ株式会社は、当社の親会社であり、株式会社日新ビルは当該親会社の大株主であります。なお、当社は親会社との間に借入金等の取引関係があります。

② 他の会社の社外役員との兼任状況

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
社外監査役	吉本修二	株式会社栃木銀行	社外監査役

(注) 当社は株式会社栃木銀行との間に借入金等の取引関係があります。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

社外取締役寄岡秀夫氏は、代表取締役社長天野量公氏の義兄であります。また、同氏は親会社であるNISグループ株式会社の代表取締役会長寄岡邦彦氏の実父であります。

④ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	嵯岡 秀夫	当事業年度中に開催の取締役会26回中15回に出席し、主に金融業界及びグループ経営方針等の見地からの発言を適宜行っております。
監査役	吉本 修二	当事業年度中に開催の取締役会26回中24回、監査役会14回中14回に出席し、主に金融業界及び弁護士としての専門の見地からの発言を適宜行っております。
監査役	山田 啓之	当事業年度中に開催の取締役会26回中13回、監査役会14回中14回に出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

⑤ 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役については平成16年6月18日開催の第3期定時株主総会、社外監査役については平成18年6月23日開催の第5期定時株主総会において、それぞれ定款を変更し、責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役嵯岡秀夫氏及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(a) 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金1,000万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(b) 社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金1,000万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

⑥ 社外役員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
社外取締役	1人	— 千円	39,400千円
社外監査役	2人	10,500千円	— 千円
合計	3人	10,500千円	39,400千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	金額
①報酬等の額	9,000千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の契約において会社法に基づく監査報酬と証券取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額には証券取引法に基づく監査報酬を含めた合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任するものといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告するものといたします。

この他、監査役が、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認める場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを、取締役会に対し請求し、又は、取締役会に同意を求められたときは同意するものといたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制確立のため、以下のとおり体制を整備することとする。

- ①「経営管理部」をコンプライアンス担当部門とし、コンプライアンス規程等の整備とその運用を図る。
- ②「内部監査部」は、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止及びその改善を行う。
- ③ 違法行為等によるコンプライアンスリスクを極小化するため、親会社NISグループ(株)が設置、運営する「内部通報制度」の利用及びその社内浸透を図る。
- ④「経営管理部」は、「内部監査部」、「事務企画部」と連携し、コンプライアンスの全取締役及び使用人への浸透を図るため、定期的な研修を行う。

(2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報及び文書の取扱いについて、法令で作成・保管が義務づけられている情報及び文書の他、会社の重要な意思決定、及び重要な業務執行に関する情報及び文書等に関して、「文書管理規程」「文書管理細則」に基づき、適切に保存及び管理するものとする。また、これらの規程を必要に応じて改訂し、又は関連規程等との調整を図るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「経営管理部」をリスク管理統括部門とし、リスク管理規程等の整備とその運用を図る。
- ② 「経営管理部」は、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ③ 新たに生じたリスクに対応するため、必要に応じ、社長から全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役又は部署長を定める。
- ④ リスクその他重要事実の開示体制については、「内部者取引管理規程」に定める当社内部情報の管理に基づき体制を整備する。
- ⑤ 「経営管理部」は、全取締役及び使用人について研修を実施し、リスク管理に関する個々の意識醸成を促す。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の経営戦略決定を受けて、迅速に職務を執行できる体制を構築し、経営・監督と業務執行の責任と権限を明確化する。

- ① 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- ② 取締役会は、事業環境の動向を踏まえた経営方針に基づき事業計画を策定し、各部門においては、計画達成に向け具体的な行動計画を立案する。
- ③ 通常の職務遂行については、「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき、権限と責任を明確化する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループにおける業務の適正を確保するため、以下のとおり体制を整備することとする。

- ① 親会社NISグループ(株)が制定するグループ共通の経営理念、行動指針を遵守する。
- ② 「経営管理部」は、グループの業務の円滑化を図るとともに、「関連会社管理規程」等グループ管理に関する諸規程に従い、グループ管理体制の整備を行う。

③「内部監査部」は、定期的にグループ会社の監査（業務監査、内部統制監査等）を行うこととし、業務の適正化を推進する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じて監査役を補佐する専任スタッフを配置することができる。また、「内部監査部」を中心とした関係各部門は監査役をサポートする。

(7) 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項

監査役を補佐する専任スタッフに関する人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役会の承認を得なければならないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 全取締役及び使用人は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

② 前項の報告・情報提供として主なものは、以下のとおりとする。

- ・ 法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは当該事実
- ・ 内部統制システムの構築状況及び運用状況
- ・ 内部監査部の活動状況
- ・ 内部通報制度の運用状況及び通報内容
- ・ 業績及び業績予想の内容及び財務報告に関する重要開示事項の内容
- ・ 当社の重要な会計方針及び会計基準の変更及びその影響

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役による実効的な監査のため、以下の事項を確保するものとする。

①「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、監査役の経営会議その他の重要な会議への出席等、会社の重要情報に対する監査役のアクセスを保障する。

② 監査役会が、その職務を遂行する上で必要とされるときは会計士等の外部専門家の助言等を受けることができることを保障する。

(注) この事業報告に記載の金額は表示単位未満を切り捨てしております。また、比率については表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	55,700,465	流 動 負 債	30,617,588
現金及び預金	5,750,754	短期借入金	14,171,369
買取債権	31,508,380	1年内返済予定長期借入金	13,412,442
買取不動産	19,439,423	1年内償還予定社債	160,000
繰延税金資産	892,196	未払法人税等	1,309,150
その他の	755,315	役員賞与引当金	19,400
貸倒引当金	△2,645,605	その他	1,545,227
固 定 資 産	6,769,817	固 定 負 債	22,094,313
有 形 固 定 資 産	30,918	社 債	380,000
建物	23,384	長期借入金	21,713,179
器具備品	7,534	その他	1,133
無 形 固 定 資 産	8,986	負 債 合 計	52,711,901
投 資 其 他 の 資 産	6,729,912	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,761,350	株 主 資 本	8,561,901
関係会社長期貸付金	423,220	資 本 金	1,731,075
出 資 金	4,327,587	資 本 剩 余 金	1,517,325
繰延税金資産	66,114	利 益 剩 余 金	5,313,501
その他	114,667	評価・換算差額等	△672
		繰延ヘッジ損益	△672
		新 株 予 約 権	114,330
		少 数 株 主 持 分	1,082,821
		純 資 産 合 計	9,758,380
資 産 合 計	62,470,282	負 債 ・ 純 資 産 合 計	62,470,282

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 営業収益		
買取債権回収高	18,789,140	
買取不動産売却高	10,678,159	
その他	2,222,725	31,690,026
II 営業費用		
債権回収原価	12,844,472	
買取不動産売却原価	8,521,875	
その他	88,016	21,454,365
営業総利益		10,235,660
III 販売費及び一般管理費		4,187,057
営業利益		6,048,603
IV 営業外収益		
受取利息	18,352	
匿名組合出資収益	78,089	
持分法による投資利益	11,686	
為替差益	771	
その他	5,706	114,606
V 営業外費用		
支払利息	912,087	
その他	59,101	971,189
経常利益		5,192,021
VI 特別利益		
新株予約権戻入益	5,804	5,804
VII 特別損失		
固定資産除去損	2,776	
投資有価証券評価損	44,967	47,743
税金等調整前当期純利益		5,150,082
法人税、住民税及び事業税	2,214,962	
法人税等調整額	△236,915	1,978,046
少数株主利益		460,882
当期純利益		2,711,152

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高	1,695,075	1,481,325	3,472,848	6,649,248
連結会計年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	36,000	36,000	—	72,000
剰余金の配当(注)	—	—	△ 439,848	△ 439,848
剰余金の配当(中間配当)	—	—	△ 394,462	△ 394,462
当 期 純 利 益	—	—	2,711,152	2,711,152
役 員 賞 与	—	—	△ 28,680	△ 28,680
関連会社の増加に伴う利益剰余金増加	—	—	△ 7,508	△ 7,508
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	36,000	36,000	1,840,653	1,912,653
平成19年3月31日残高	1,731,075	1,517,325	5,313,501	8,561,901

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
平成18年3月31日残高	—	—	—	—	6,649,248
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	—	—	—	—	72,000
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△ 439,848
剰余金の配当(中間配当)	—	—	—	—	△ 394,462
当 期 純 利 益	—	—	—	—	2,711,152
役 員 賞 与	—	—	—	—	△ 28,680
関連会社の増加に伴う利益剰余金増加	—	—	—	—	△ 7,508
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 672	△ 672	114,330	1,082,821	1,196,479
連結会計年度中の変動額合計	△ 672	△ 672	114,330	1,082,821	3,109,132
平成19年3月31日残高	△ 672	△ 672	114,330	1,082,821	9,758,380

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結しております。

- (1) 連結子会社の数 20社
- (2) 連結子会社の名称 (有)ジェイ・ワン・インベストメンツ、(有)ミヤコキャピタル、(有)ジェイ・ツー・中国投資 その他17社
- (3) 当連結会計年度に新たに設立した6社及び匿名組合の出資持分の過半数以上を取得した2社、また、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号）の公表により、支配力基準の厳格化適用を行った投資事業組合等5社を合わせて計13社増加しております。

なお、(有)シー・エヌ・インベストメンツについては、出資持分の一部を譲渡したことにより持分比率が減少したため、持分法適用関連会社になっております。

（会計処理の変更）

当連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号）を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、総資産が269,865千円、負債合計が13,821千円、少数株主持分が263,665千円増加し、株主資本合計が7,621千円減少しております。また、営業収益が4,333,260千円、営業利益が1,200,449千円、経常利益及び税金等調整前当期純利益が446,779千円、少数株主利益が449,351千円増加し、当期純利益が2,712千円減少しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社数 9社
- (2) 関連会社の名称 (有)シー・エヌ・キャピタル、(有)シー・エヌ・ツー、(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ、ストラテック(株)（旧社名三洋パシフィック投資顧問(株)）、その他3社
- (3) なお、前連結会計年度まで連結子会社であった(有)シー・エヌ・インベストメンツは、出資持分を一部譲渡したことにより持分比率が減少したため持分法適用会社となり、この他設立による1社及び「投資事業組合に対する支配力基準及

び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)の適用による持分法の適用会社の範囲の変更による2社の増加を合わせて計4社が当連結会計年度より、持分法適用会社となりました。

また、(有)ニッシンメディカル・パートナーズは、事業終了に伴い清算終了したため関連会社ではなくなりました。

- (4) 連結決算日と異なる関連会社の持分法の適用については、12月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・キャピタル及び(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ並びにその他2社は、同社の決算に基づく計算書類を使用しております。5月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・ツーンは、同社の仮決算に係る第3四半期計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。

会社名	決算日
連結子会社9社	12月31日
連結子会社3社	2月28日

なお、連結子会社については、同社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合等への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

② デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(会計処理の変更)

従来、役員賞与については、株主総会の利益処分に係る決議を経て、未処分利益の減少として処理しておりましたが、当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）に基づき、発生時の費用として処理する方法に変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、販売費及び一般管理費が19,400千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ同額減少しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費…支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費…支出時に全額費用として処理しております。

(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号）を適用しております。これに伴い、前連結会計年度において営業外費用の内訳として表示しております「新株発行費」については「株式交付費」とし、金額的重要性が低いため「その他」に含めて表示する方法に変更しております。

なお、当連結会計年度における「株式交付費」は、6,735千円であります。

② リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段と対象

- ・ヘッジ手段……デリバティブ取引(金利スワップ取引)
- ・ヘッジ対象……市場金利の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの(変動金利の借入金)
- ・ヘッジ方針……資金調達における金利の急激な変動が損益及びキャッシュ・フローに与える影響をヘッジすることを目的としております。
- ・ヘッジ有効性の評価方法……ヘッジ手段の指標金利とヘッジ対象の指標金利との変動幅等について、一定の相関性を判定することにより評価しております。

④ 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準

買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。

また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。

⑤ 買取不動産の評価基準及び評価方法

買取債権の自己競落又は、債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法によっております。

なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。

⑥ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等は全額当連結会計年度の費用として処理しております。

(5) 会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、8,561,901千円であります。

(ストック・オプション等に関する会計基準等)

当連結会計年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益は120,134千円、税金等調整前当期純利益が114,330千円減少しております。

(6) 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「前払費用」(当連結会計年度末残高49,248千円)、「未収収益」(当連結会計年度末残高34,840千円)、「未収入金」(当連結会計年度末残高332,868千円)及び「立替金」(当連結会計年度末残高6,614千円)は、金額的重要性が低いため、当連結会計年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「長期前払費用」(当連結会計年度末残高36,971千円)は、金額的重要性が低いため、当連結会計年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「未払金」(当連結会計年度末残高322,923千円)、「未払費用」(当連結会計年度末残高298,910千円)、「預り金」(当連結会計年度末残高144,357千円)及び「預り敷金」(当連結会計年度末残高713,833千円)は、金額的重要性が低いため、当連結会計年度より流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「受託手数料」(当連結会計年度107,230千円)は、金額的重要性が低いため、当連結会計年度より営業収益の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「シンジケートローン組成費用」(当連結会計年度23,980千円)は、金額的重要性が低いため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「社債利息」(当連結会計年度4,732千円)は、金額的重要性が低いため、当連結会計年度より営業外費用の「支払利息」に含めて表示しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価の方法に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

II. 連結貸借対照表の注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。
担保に供している資産

現金及び預金	360,523千円
買取不動産	8,578,911千円
合計	8,939,434千円
上記に対応する債務	
短期借入金	500,000千円
1年内返済予定長期借入金	1,125,497千円
長期借入金	9,302,748千円
合計	10,928,246千円

なお、上記以外に兄弟会社NIS不動産㈱の金融機関からの借入金に対し買取不動産537,019千円を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,245千円

III. 連結株主資本等変動計算書の注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,084,320株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	439,848	820	平成18年 3月31日	平成18年 6月26日
平成18年11月6日 取締役会	普通株式	394,462	365	平成18年 9月30日	平成18年 12月11日
計		834,310			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成19年5月8日開催の取締役会において、次のように決議いたしました。

① 配当金の総額	433,728千円
② 1株当たりの配当額	400円
③ 基準日	平成19年3月31日
④ 効力発生日	平成19年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|--------|
| 普通株式 | 9,250株 |
|------|--------|

IV. 1株当たり情報の注記

1. 1株当たり純資産額	7,895円48銭
2. 1株当たり当期純利益	2,509円80銭
・ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
連結損益計算書上の当期純利益	2,711,152千円
普通株式に係る当期純利益	2,711,152千円
普通株主に属しない金額の内訳	— 千円
・ 普通株式の期中平均株式数	1,080,228株

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,553,375	流 動 負 債	28,998,262
現金及び預金	4,472,205	短期借入金	14,171,369
買取債権	23,023,817	1年内返済予定長期借入金	13,412,442
買取不動産	17,088	1年内償還予定社債	160,000
前払費用	45,036	未払金	132,783
繰延税金資産	827,652	未払費用	274,642
預け金	229,962	未払法人税等	731,659
その他	563,000	預り金	21,702
貸倒引当金	△ 2,625,387	役員賞与引当金	19,000
固 定 資 産	28,704,439	その他	74,663
有 形 固 定 資 産	30,918	固 定 負 債	20,294,313
建物	23,384	社 債	380,000
器具備品	7,534	長期借入金	19,913,179
無 形 固 定 資 産	6,366	その他	1,133
ソフトウェア	6,336	負 債 合 計	49,292,575
投資その他の資産	28,667,154	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,653	株 主 資 本	5,851,580
関係会社株式	75,500	資 本 金	1,731,075
出 資 金	1,510	資 本 剰 余 金	1,517,325
関係会社出資金	11,940	資 本 準 備 金	1,517,325
関係会社長期貸付金	28,392,630	利 益 剰 余 金	2,603,180
長期前払費用	12,226	利 益 準 備 金	2,060
繰延税金資産	66,027	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,601,120
その他	104,667	別 途 積 立 金	1,500,000
		繰越利益剰余金	1,101,120
		評価・換算差額等	△ 672
		繰延ヘッジ損益	△ 672
		新 株 予 約 権	114,330
資 産 合 計	55,257,814	純 資 産 合 計	5,965,238
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	55,257,814

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 営業収益		
買 取 債 権 回 収 高	11,672,991	
買 取 不 動 産 売 却 高	174,000	
そ の 他	178,129	12,025,121
II 営業費用		
債 権 回 収 原 価	6,882,339	
買 取 不 動 産 売 却 原 価	153,228	
そ の 他 原 価	114	7,035,682
営 業 総 利 益		4,989,439
III 販売費及び一般管理費		3,620,674
営 業 利 益		1,368,764
IV 営業外収益		
受 取 利 息	882,704	
受 取 配 当 金	1,084	
匿 名 組 合 出 資 収 益	809,978	
為 替 差 益	771	
そ の 他	5,297	1,699,836
V 営業外費用		
支 払 利 息	811,557	
社 債 利 息	4,732	
そ の 他	43,683	859,973
経 常 利 益		2,208,627
VI 特別利益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	5,804	5,804
VII 特別損失		
固 定 資 産 除 却 損	2,776	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	44,967	47,743
税 引 前 当 期 純 利 益		2,166,688
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,157,029	
法 人 税 等 調 整 額	△ 256,528	900,500
当 期 純 利 益		1,266,187

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成18年3月31日残高	1,695,075	1,481,325	1,481,325	2,060	1,000,000	1,197,623
事業年度中の変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	36,000	36,000	36,000	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△ 439,848
剰余金の配当(中間配当)	—	—	—	—	—	△ 394,462
役員賞与	—	—	—	—	—	△ 28,380
別途積立金の積立	—	—	—	—	500,000	△ 500,000
当期純利益	—	—	—	—	—	1,266,187
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	36,000	36,000	36,000	—	500,000	△ 96,502
平成19年3月31日残高	1,731,075	1,517,325	1,517,325	2,060	1,500,000	1,101,120

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
	その他 利益剰余金					
利益剰余金 合計						
平成18年3月31日残高	2,199,683	5,376,083	—	—	—	5,376,083
事業年度中の変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	—	72,000	—	—	—	72,000
剰余金の配当(注)	△439,848	△439,848	—	—	—	△ 439,848
剰余金の配当(中間配当)	△ 394,462	△394,462	—	—	—	△ 394,462
役員賞与	△28,380	△28,380	—	—	—	△ 28,380
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—
当期純利益	1,266,187	1,266,187	—	—	—	1,266,187
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△672	△672	114,330	113,658
事業年度中の変動額合計	403,497	475,497	△672	△672	114,330	589,155
平成19年3月31日残高	2,603,180	5,851,580	△672	△672	114,330	5,965,238

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

無形固定資産……自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用……均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……役員賞与の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（会計処理の変更）

従来、役員賞与については、株主総会の利益処分に係る決議を経て、未処分利益の減少として処理していましたが、当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）に基づき、発生時の費用として処理する方法に変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、販売費及び一般管理費が19,000千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ同額減少しております。

4. 収益及び費用の計上基準

買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費……支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費……支出時に全額費用として処理しております。

(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)

当事業年度より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。

これに伴い、前事業年度において営業外費用の内訳として表示しております「新株発行費」については「株式交付費」とし、金額的重要性が低いため「その他」に含めて表示する方法に変更しております。

なお、当事業年度における「株式交付費」は、6,735千円であります。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) ヘッジ会計の処理方法

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段と対象

- ・ヘッジ手段……デリバティブ取引(金利スワップ取引)
- ・ヘッジ対象……市場金利の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの(変動金利の借入金)
- ・ヘッジ方針……資金調達における金利の急激な変動が損益及びキャッシュ・フローに与える影響をヘッジすることを目的としております。
- ・ヘッジ有効性の評価方法……ヘッジ手段の指標金利とヘッジ対象の指標金利との変動幅等について、一定の相関性を判定することにより評価しております。

(4) 買取不動産の評価基準及び評価方法

買取債権の自己競落又は、債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法によっております。

なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。

(5) 消費税の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は全額当期の費用として処理しております。

6. 会計処理の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、5,851,580千円であります。

(ストック・オプション等に関する会計基準等)

当事業年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益は120,134千円、税引前当期純利益は114,330千円減少しております。

7. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度まで区分掲記しておりました「未収収益」(当事業年度年度末534,084千円)及び「未収入金」(当事業年度末残高18,767千円)は、金額的重要性が低いため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書関係)

前事業年度まで区分掲記しておりました「受託手数料」(当事業年度126,580千円)は、金額的重要性が低いため、当事業年度より営業収益の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記しておりました「シンジケートローン組成費用」(当事業年度23,980千円)は、金額的重要性が低いため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

II. 貸借対照表の注記

1. 担保に供している資産

現金及び預金	360,523千円
上記に対する債務	
短期借入金	500,000千円
1年内返済予定長期借入金	1,125,497千円
長期借入金	7,502,748千円
<hr/>	
合計	9,128,246千円

なお、上記以外に子会社の買取不動産5,967,795千円を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,245千円

3. 関係会社に対する資産

流動資産（その他） 553,194千円

4. 関係会社に対する負債

短期借入金 9,500,000千円

III. 損益計算書の注記

関係会社に対する取引高

営業取引以外の取引高

受取利息 878,691千円

支払利息 201,315千円

IV. 株主資本等変動計算書の注記

当事業年度における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

V. 税効果会計の注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税損金不算入	54,818千円
貸倒引当金繰入限度超過額	700,195千円
貸倒損失自己否認額	7,083千円
債権回収費用自己否認額	31,617千円
未実現利益に係る一時差異	30,051千円
株式報酬費用否認額	46,532千円
投資有価証券評価損否認額	18,301千円
その他	5,080千円
繰延税金資産合計	893,679千円
繰延税金負債	— 千円
繰延税金資産純額	893,679千円

VI. リースにより使用する固定資産の注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ・システム一式等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
器具備品	17,282	3,396	13,886
ソフトウェア	83,023	48,453	34,569
合計	100,305	51,850	48,455

- 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年以内	23,376千円
1年超	26,058千円
合計	49,434千円

- 当期の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	23,165千円
--------	----------

減価償却費相当額 22,078千円

支払利息相当額 1,241千円

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

・ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期の配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

VII. 関連当事者との取引の注記

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	NISグループ(株)(旧社名(株)ニッシン)	73.8 (直接)	—	資金の借入及び返済	9,500,000	短期借入金	9,500,000
				利息の支払	201,315	未払費用	94,884
				コンサルティングフィーの支払	14,400	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の借入に係る利息、コンサルティングフィーについては、一般市中金利及び市場価格等を参考にして、両社協議の上決定しております。

2 上記取引金額については、消費税等は含まれておりません。

2 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	100.0 (直接)	資金の貸付	資金の貸付	27,518,015	関係会社 長期貸付金	27,518,015
				利息の受取	816,184	流動資産 (その他)	507,779
				当社の金融機関借入金に対する不動産の担保提供(注)3	5,290,000	—	—
子会社	(有)ミヤコキャピタル	100.0 (直接)	資金の貸付	資金の貸付	673,982	関係会社 長期貸付金	673,982
				利息の受取	35,847	流動資産 (その他)	24,226
子会社	セブンス・エステイター・インベストメントエルエルシー	100.0 (間接)	資金の貸付	資金の貸付	752,000	—	—
				利息の受取	20,580	—	—
関連会社	(有)シー・エヌ・キャピタル	50.0 (直接)	管理回収業務の受託	資金の貸付	95,982	関係会社 長期貸付金	95,982
				利息の受取	670	流動資産 (その他)	2,133
				受託手数料の受取	3,088		
関連会社	(有)シー・エヌ・ツー	50.0 (直接)	管理回収業務の受託	資金の貸付	7,800	関係会社 長期貸付金	7,800
				利息の受取	1,174	流動資産 (その他)	9,360
				受託手数料の受取	43,276		
関連会社	(有)シー・エヌ・スリー	50.0 (間接)	管理回収業務の受託	受託手数料の受取	29,739	流動資産 (その他)	1,943

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	(有)シー・エヌ・フォー	50.0 (直接)	管理回収業務の受託	資金の貸付	96,850	関係会社 長期貸付金	96,850
				利息の受取	4,234	流動資産 (その他)	2,739
				受託手数料の受取	5,719		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の貸付に係る利息及び受託手数料については、一般市中金利及び市場価格等を参考に、両社協議の上決定しております。

2 上記取引金額については、消費税等は含まれておりません。

3 金融機関借入金で調達した資金は、主に(有)ジェイ・ワン・インベストメンツの貸付金に使用しております。

VIII. 1 株当たり情報の注記

1. 1 株当たり純資産額	5,395円92銭
2. 1 株当たり当期純利益	1,172円15銭
・ 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	1,266,187千円
普通株式に係る当期純利益	1,266,187千円
普通株主に帰属しない金額の内訳	— 千円
・ 普通株式の期中平均株式数	1,080,228株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月11日

ニッシン債権回収 株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 都 甲 和 幸 ㊤
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 ㊤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッシン債権回収株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 1 連結の範囲に関する事項」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取り扱い」を適用しているため、当該会計基準により連結計算書類を作成している。
- 「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4(3) 重要な引当金の計上基準 ② 役員賞与引当金」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により連結計算書類を作成している。
- 「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4(5) 会計処理の変更（ストック・オプション等に関する会計基準等）」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月11日

ニッシン債権回収 株式会社
取締役会 御 中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 都 甲 和 幸 ㊟
業 務 執 行 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 古 藤 智 弘 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッシン債権回収株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「重要な会計方針 3 引当金の計上基準 役員賞与引当金」に記載されているとおり、会社は、当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により計算書類を作成している。
2. 「会計処理の変更 (ストック・オプション等に関する会計基準等)」に記載されているとおり、会社は、当事業年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人、親会社の監査役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月14日

ニッシン債権回収株式会社

常勤監査役 新 名 忠 矩 ㊟

常勤監査役 森 田 昌 弘 ㊟

社外監査役 吉 本 修 二 ㊟

社外監査役 山 田 啓 之 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	合田 益己 (昭和29年5月13日)	昭和54年6月 日新商事（現NISグループ株式会社） 入社 平成12年10月 同社管理部長 平成13年7月 当社取締役審査部長 平成14年6月 当社取締役審査部長兼総務部長 平成15年6月 当社取締役総務部長 平成16年1月 当社常務取締役総務部長 平成16年6月 当社常務取締役 平成17年7月 当社常務取締役事業開発部長 平成18年7月 当社常務取締役 平成18年8月 当社常務取締役兼執行役員（現任）	6,640株
2	山口 達也 (昭和46年4月5日)	平成6年4月 株式会社ニッシン（現NISグループ株式会社）入社 平成15年10月 同社経営企画部副部長 平成16年3月 当社経営企画部長 平成17年11月 当社経営企画部長兼総務部長 平成18年8月 当社執行役員経営管理部長（現任）	1,936株
3	森 泉 浩 一 (昭和42年4月3日)	平成15年11月 株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ取締役 平成17年2月 当社アセットマネジメント部副部長 平成17年7月 当社アセットマネジメント部長付部長 平成17年9月 当社アセットマネジメント部長 平成18年8月 当社執行役員アセットマネジメント部長（現任）	4株
4	豊 嶋 秀 直 (昭和14年3月30日)	昭和40年4月 東京地方検察庁検事 昭和63年12月 東京高等検察庁検事 平成5年7月 最高検察庁検事 平成9年12月 公安調査庁長官 平成12年11月 福岡高等検察庁検事長 平成13年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 平成17年6月 当社取締役 平成18年8月 当社取締役兼執行役員（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
5	清水克敏 (昭和29年4月9日)	平成11年4月 株式会社リサ・パートナーズ取締役 平成14年10月 株式会社エイマックス取締役 平成15年6月 当社審査部長 平成16年1月 当社取締役審査部長 平成16年3月 当社取締役アセットマネジメント部長 平成17年9月 当社取締役アセットマネジメント部担当 平成18年6月 株式会社ニッシン（現NISグループ株式会社）取締役（現任） 平成18年8月 当社取締役（現任）	1,750株
6	寄岡秀夫 (昭和3年5月14日)	昭和35年5月 株式会社日新商事（現NISグループ株式会社）代表取締役社長 平成12年6月 株式会社ニッシン（現NISグループ株式会社）代表取締役会長 平成13年5月 株式会社日新ビル代表取締役社長（現任） 平成15年10月 当社監査役 平成16年1月 当社取締役（現任） 平成18年6月 株式会社ニッシン（現NISグループ株式会社）取締役相談役（現任） (他の法人等の代表状況) 株式会社日新ビル代表取締役社長	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 豊嶋秀直氏は、「債権管理回収業に関する特別措置法」第5条第4項に定める取締役弁護士
の候補者であります。
3. 清水克敏氏は、当社の親会社であるNISグループ株式会社の取締役を兼任しております。
4. 寄岡秀夫氏は、社外取締役候補者であります。
寄岡秀夫氏を社外取締役とした理由は、同氏は、当社の親会社であるNISグループ株式会社の創業者であり、金融業界で培われた専門的な知識や企業経営における豊富な経験に基づく助言等が、当社の事業推進並びに経営監督とチェック機能に資するものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
寄岡秀夫氏は、当社の親会社であるNISグループ株式会社の取締役であります。また、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年5ヶ月となります。
なお、当社は寄岡秀夫氏との間で責任限度額を金1,000万円又は法令の定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役新名忠矩氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出については監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
大森 廣行 (昭和22年11月11日)	昭和45年4月 株式会社ジェーシービー入社 昭和57年4月 同社静岡支店長 平成元年7月 同社名古屋支店長 平成4年6月 同社東京営業部副部長 平成7年3月 同社加盟店部長 平成10年3月 同社業務推進部長 平成12年3月 同社九州支店長 平成17年10月 同社調査部長	一株

(注) 監査役候補者大森廣行氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
センチュリーハイアット東京
地下1階 センチュリールーム



●交通機関

- ・東京メトロ丸ノ内線西新宿駅 徒歩4分
- ・都営大江戸線都庁前駅に直結
- ・JR線、私鉄、地下鉄線新宿駅（西口） 徒歩9分

新宿駅西口小田急ハルク前からセンチュリーハイアット東京まで、シャトルバス（無料送迎バス、定員27名）を運行しております。